

平成29年9月1日

長崎県公立大学法人 長崎県立大学		
担当課	佐世保校 総務課	シーボルト校 総務企画課
電 話	0956-47-2191	095-813-5500
担当者	佐藤、松尾	平川、川原

## 長崎県公立大学法人職員の懲戒処分等について

### 1 事案の概要

#### 【シーボルト校事案】

大学院（人間健康科学研究科）の平成28年度後期の授業科目について、科目主担当教員である教授Aの準備不足により複数教員で行うこととしていた授業8回（教授A：4回、教授B：2回、教授C：2回）が全て実施されなかった。

さらに、当該科目について授業を実施しなかったにもかかわらず、教授Aは当該科目の履修登録を行っていた全学生5名について虚偽の成績評価を行い、単位を認定した。

本件事案については、教授Aは授業科目の未実施、虚偽の成績評価及び単位認定により、また、大学の役職者であった教授B及び教授Cは授業科目の未実施によって、大学として果たすべき義務を怠り、当該学生に不安や動揺を与えたものである。

上記3名の教授については、履修学生5名に対して、平成29年4月に謝罪を行うとともに、虚偽の成績を取り消したうえで、改めて授業を実施して、成績評価を行い単位を認定した。

なお、教授B及び教授Cについては、教授Aに対し授業実施を再三促したが、それを実現させるまでに至らなかった。その後、本人からの申し出により、平成29年6月に役職を解いた。

#### 【佐世保校事案】

地域創造学部の教授Dは、平成29年2月28日以降、複数回にわたり、県議会文教厚生委員会委員等の学外の者に対し、職務上知ることのできた秘密にあたる平成28年度の特任教員の選考内容を文書により発信した。

さらに、県議会文教厚生委員会委員に対し、特定の人物を本学の特任教員に採用するよう文書により依頼した。

## 2 処分の内容

「長崎県公立大学法人職員就業規則（以下「就業規則」という。）」に基づき、以下の処分を行った。

### 【シーボルト校事案】

#### (1) 被処分者（当事者）

職 名 等	処分の内容	処分の理由
教授A（50歳代） 長崎県立大学 看護栄養学部 教授 （大学院人間健康科学研究科 教授）	（懲戒） 停職 1月	就業規則第33条（職務専念義務）違反 ・授業未実施 就業規則第36条第1号（法人の信用失墜行為）違反 ・虚偽の成績評価及び単位認定
教授B（60歳代） 長崎県立大学 看護栄養学部 教授 （大学院人間健康科学研究科 教授）	（懲戒） 訓告	就業規則第33条（職務専念義務）違反 ・授業未実施、管理監督責任
教授C（50歳代） 長崎県立大学 看護栄養学部 教授 （大学院人間健康科学研究科 教授）	（懲戒） 訓告	就業規則第33条（職務専念義務）違反 ・授業未実施、管理監督責任

#### (2) 被処分者（管理監督者）

職 名 等	処分の内容
長崎県立大学 副学長（シーボルト校）（60歳代）	厳重注意

(3) 教学の最高責任者である学長は、当該事案の管理監督責任の重さに鑑み、次のとおり報酬の一部を返納する。

職 名 等	内容
長崎県立大学 学長（70歳代） （長崎県公立大学法人 副理事長）	報酬月額額の10分の1を1月間自主的に返納する。

※学長は法人役員のため、就業規則は適用されない。

【佐世保校事案】

被処分者（当事者）

職 名 等	処分の内容	処分の理由
教授D（60歳代） 長崎県立大学 地域創造学部 教授	(懲戒) 戒告	・就業規則第37条第1項（守秘義務）違反 ・就業規則第36条第2号（法人の秩序及び規律を乱す行為）違反

3 処分日

平成29年9月1日